

あなたの募金でささえあいのまちづくり 共同募金運動2021《10月1日～3月31日》



「自分のまちをよくするしくみ」 共同募金が始まります。



毎年、共同募金運動にご協力をいただき誠にありがとうございます。

今年も10月1日から赤い羽根共同募金運動が始まります。

令和2年、世界中に感染が広がった新型コロナウイルスは、私たちの日常にまで甚大な影響を及ぼし、現在も深刻な状況が続いています。今年も衛生面に十分配慮しながら、人を支える福祉活動の原点である、「つながりをたやさない社会づくり～あなたは一人じゃない～」を全国共通のテーマに掲げ、コロナ禍における緊急支援事業や災害被災者支援事業とともに、共同募金を推進してまいりたいと思います。ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

※今年の共同募金運動は、令和4年3月31日まで期間を延長して実施いたします。

共同募金のしくみ

※今年度の街頭募金は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施しません。

戸別募金



校内募金



職域募金



その他募金



など

川崎市川崎区支会

神奈川共同募金会

川崎区社協が
行う
地域福祉活動
事業



福祉施設の施設整備費、在宅福祉サービス事業、福祉サービス事業、福祉車両の購入など

神奈川県内の
福祉施設
団体へ



国内で大規模災害が発生した場合に限り、被災者支援活動にも使われています。

バッジ等グッズによる募金

①2021フロンターレ
赤い羽根コラボ
ピンバッジ
募金額500円



②野毛山動物園の
グレイビー
シマウマ
募金額500円



神奈川県共同募金会では、毎年、野毛山動物園や川崎フロンターレと協働してオリジナル資材（タグ式のピンバッジ等）を作成しています。バッジ等のグッズでご協力いただいた募金は、川崎区支会への寄付金となります。（数に限りがございますので、下記までお問い合わせください。）皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

神奈川県共同募金会では、コロナ禍において様々な緊急支援事業に取り組んでいます。企業から緊急支援物資をご提供いただき、その日の生活に困窮されている方々を中心に、物品での支援活動を継続的に実施しています。川崎区内においてもいただいた食品を活用し、地域で行われているフードパントリーや子どもの食糧支援を実施しています。



問合せ 神奈川県共同募金会川崎市川崎区支会(川崎区社会福祉協議会内)
【TEL】044-246-5500 【FAX】044-211-8741

川崎区の役立つ福祉情報をお届け

ウェーブ

第110号
令和3年9月

目次

1. 川崎区社協新会長就任について
川崎区社協福祉まつりの中止について
2. 年末たすけあい運動「支援金」
申請のお知らせ
3. 川崎区社会福祉協議会
令和2年度事業報告・決算報告
4. いっぱ特別号
5. 地区社協のトピックス
・中央第2地区社協 わいわいキッチン
・大師第3地区社協 ほほえみ元気体操
6. 川崎区あんしんセンターからのお知らせ
7. チャレボラ2021について 他
8. 令和3年度共同募金について

●川崎区社会福祉協議会

発行
川崎区社会福祉協議会
川崎区富士見1-6-3読売川崎富士見ビル B-1 棟 6階
電話 044-246-5500 FAX 044-211-8741
Email info@kawasakikushakyo.or.jp

川崎区社協ホームページ <https://www.kawasakiku-shakyo.jp/>



【発行人】
岸 茂信
【編集人】
編集委員会

川崎区社協
イメージキャラクター
ウェーブくん



川崎区社会福祉協議会 新会長就任について



この度、大橋新太郎前会長の後任として川崎区社会福祉協議会の会長に就任しました、岸茂信と申します。本会の円滑な運営と地域福祉の推進のため、力を尽くしてまいりまいる所存ですので、皆さまのご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域のささえあい活動が制限される状況が続いております。このような時だからこそ、地域のつながりや絆を深め、地域力を培うことを目指して皆様と実践してまいりたいと思います。

本会会員や福祉関係団体と連携して、地域住民が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるよう、役職員一丸となって務めてまいります。今後とも変わらぬ御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

川崎区社会福祉協議会 会長 岸 茂信

川崎区社協福祉まつりの中止について

本会では、例年、区内地域福祉活動団体や福祉関係施設、社会貢献企業等と連携・協働し、福祉の啓発を目的とした「川崎区社協福祉まつり」と社会福祉功労者の表彰・感謝状の贈呈を行う「川崎区社会福祉大会」を開催しております。

令和3年度も開催に向け、準備・検討を進めてまいりましたが、新型コロナウイルスの急速な感染拡大の状況を鑑み、検討を重ねた結果、誠に残念ではございますが、「川崎区社協福祉まつり」を中止し、「社会福祉大会」と「講演会」を開催いたします。

川崎区社会福祉大会・講演会

日時 令和3年11月20日(土) 午前10時～
会場 教育文化会館 6階 大会議室

※事前申込み制
※申込方法・期間については改めてお知らせいたします。
※新型コロナウイルスの感染状況により、開催内容の変更及びやむを得ず中止とさせていただきます。最新の情報をお問い合わせまたは本会ホームページにてご確認ください。

講演会の内容については、チラシやホームページ等で改めてお知らせいたします。



問合せ 川崎区社会福祉協議会 【TEL】044-246-5500 【FAX】044-211-8741



年末たすけあい運動「支援金」申請のお知らせ

共同募金運動の一環として、毎年12月1日から31日まで地域の皆さまにご協力をいただいております年末たすけあい運動において、募金の有効活用を考慮し、川崎区社会福祉協議会では配分された募金を元に地域で福祉ニーズを持つ世帯へ「支援金」として配布をいたします。

希望される方は、以下の内容をご確認の上、所定の申請書にてお申込ください。
なお、支援金の金額については、募金の実績額と申請世帯数を勘案し決定となるため、申請時には決定していませんのでご了承ください。

支援金対象世帯

川崎区内において在宅で生活をされており、次の項目に該当する方がいる世帯（項目に該当する書類を添えて提出）

- A 9月1日現在、ひとり親世帯で児童扶養手当を受けている方**
添付：7月か9月の手当が振り込まれた部分と名義部分の通帳のコピー
- Bア 9月1日現在、身体障害者手帳1・2級の方**
添付：身体障害者手帳のコピー ※氏名、等級、障害名が記載された部分
- Bイ 9月1日現在、療育手帳Aの交付を受けている方**
添付：療育手帳のコピー ※名前、判定の箇所が記載された部分
- Bウ 9月1日現在、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方**
添付：精神障害者保健福祉手帳のコピー
- C 9月1日現在、介護認定が要介護4または5の方**
添付：介護保険証のコピー
- D 9月1日現在、災害遺児等福祉手当を受けている方**
添付：9月の手当が振り込まれた部分と名義部分の通帳のコピー
- E 9月1日現在、公害病認定患者の方**
添付：公害医療手帳のコピー

注1：生活保護受給世帯は申請できません。
注2：対象者ご本人が在宅で生活されていることが必要です。施設・グループホーム等で生活されている方や長期入院されている方は対象外となります。
注3：配分は世帯単位です。（複数対象者がいる場合でも1世帯分の配分となります）

支援金の金額の目安について

支援金額は、今年度にご協力いただいた募金額によって変わります。昨年度は、1世帯当たり5,000円をお届けいたしました。

申請から交付までの流れ

① 8月下旬ころ～

申請書受取



② 9月1日～11月1日

申請書に必要事項を記入。添付書類と共に川崎区社協へ来所または郵送にて提出。



③ 12月下旬ころ

民生委員児童委員のご協力をいただき、対象世帯へお届けします。



個人情報の保護について

この申請書で得た個人情報につきましては、支援金交付以外の目的に使用することはありません。また、支援金を交付する担当地区の民生委員児童委員以外の第三者にも、ご本人の同意無しに個人情報の提供はいたしません。

期間・方法

▼申請期間

令和3年9月1日(水)から11月1日(月)【必着】まで

▼方法

申請書に必要事項をご記入の上、添付書類とあわせて川崎区社会福祉協議会に直接来所または郵送にてご提出ください。

申請書設置場所

川崎区社会福祉協議会、区内老人いこいの家、かわさき老人福祉・地域交流センター、川崎区役所、大師支所、田島支所等にてお配りします。また、HPよりダウンロードも出来ますのでご利用ください。（*9月1日から）

提出・お問合せ先

川崎区社会福祉協議会
〒210-0011 川崎区富士見 1-6-3
読売川崎富士見ビル B-1 棟 6階
TEL 044(246)5500
FAX 044(211)8741

川崎区社会福祉協議会 令和2年度事業報告・決算報告

令和2年度の重点項目の実施状況

1 地区社協活動の支援・援助

地域支え合い活動助成金を交付し、地区社会福祉協議会の活動を支援しました。新型コロナウイルスの影響で中止となる事業が多かったですが、高齢者のサロンや子ども食堂、見守り活動などの事業が実施されました。

2 福祉教育の普及と協力

学校等からの相談については学習内容を含めた支援に取組むことに努め、講師紹介・情報提供の他、車いすや高齢者疑似体験セット等の福祉用具の貸出しに関する相談を受けました。今年度は、コロナ禍で実施するにあたり、施設や企業等と連携し、オンラインでの取り組みを行いました。また、川崎区企業市民交流事業推進委員会主催の「川崎区企業市民による中学校出前授業」に協力し、区内の中学校4校の2年生を対象として「働くとはどういうことか」について話しました。

3 総合相談支援事業（福祉なんでも相談）

第4期地域福祉活動計画の重点事業である総合相談支援事業を「福祉なんでも相談」と位置づけ、区民一人一人に寄り添った支援が行えるよう、様々な関係機関と連携しながら相談事業に取り組みました。中でも、コロナ禍において、市内の小中学校が休校となったことを機に、十分な食事をとることが出来ない子どものいる家庭に対し、行政等の関係機関や川崎市社協が行う「地域生活支援SOSかわさき事業」と連携し、子どもの食糧支援を行いました。

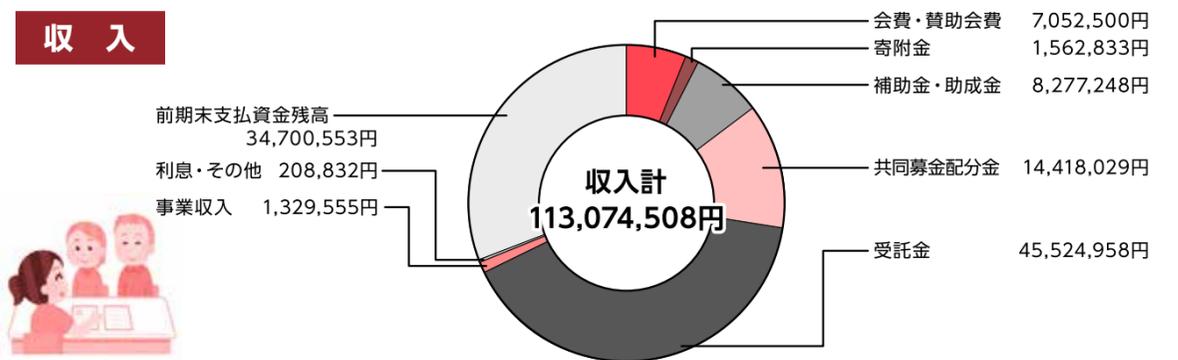
4 広報啓発事業

地域の福祉情報の発信を充実させるための広報紙「ウェーブ」を発行し、区民への福祉情報発信に努めました。令和2年4月に本会ホームページをリニューアルし、スマートフォンやタブレットなどの端末からも見やすいシステムに変更しました。新型コロナウイルスの影響で不特定多数の方が来場する福祉まつりでは中止となりましたが、令和2年11月21日(土)川崎市教育文化会館6階において参加人数を制限して川崎区社会福祉大会を開催しました。

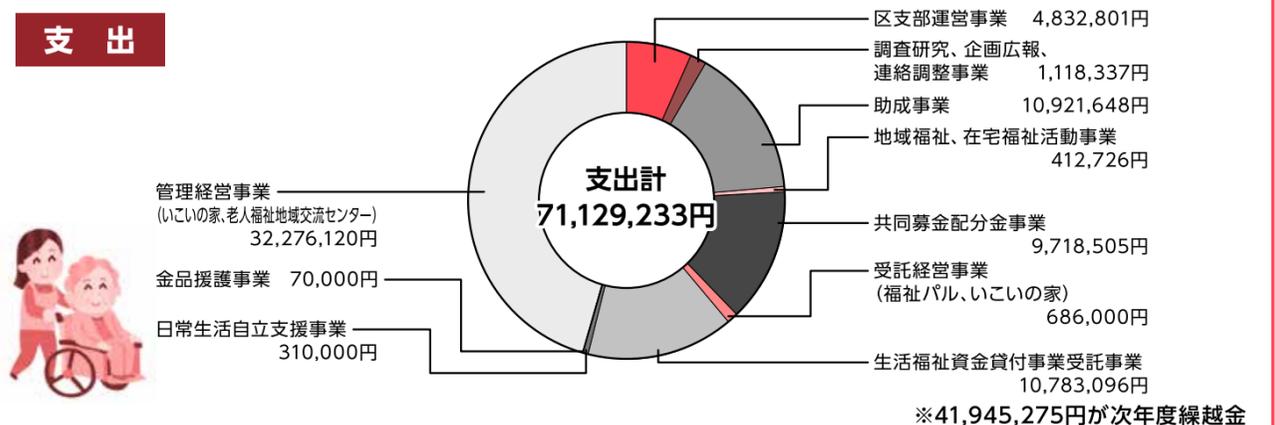
5 災害支援の取組み

新型コロナウイルスの影響で、川崎区の総合防災訓練が中止・縮小開催となり参加することができませんでした。令和3年度の子どものための講座開催に向けて、被災者の写真洗浄を川崎市内で実施している団体と打合せを行いました。

収入



支出



R2年度の区社協事業報告・決算報告書は、福祉パルかわさき、区内いこいの家（9館）、老人福祉・地域交流センターで閲覧できます。

誰もが皆、誰かの力になれる。「はじめよう！ボランティア！」

いっほ



特別号

川崎区ボランティアセンター情報紙

**川崎市川崎区社会福祉協議会
ボランティアセンター**
社会福祉協議会は、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを地域のみならずと共々協力しあい、推進していく民間の団体です。
ボランティアセンターでは、ボランティアをしたい人と、してほしい人をつなぐはたらきをもち、幅広い理解を進めるためイベントや講座を開催するなど、地域でのボランティア活動の推進に努めています。

*「いっほ」は、川崎区社会福祉協議会が運営する「川崎区ボランティアセンター」の情報紙です。区内・区外の施設や機関等にて配布させていただいております。今号は「ウェーブ」に掲載のスペシャル版です！

コロナ禍でのボランティア活動のヒントとして

新型コロナウイルス感染症の拡大により、これまで取り組んでいた地域福祉活動の多くが休止を余儀なくされています。また、感染対策を講じて活動を再開されているところでは、活動方法の変更など、迷いや不安を抱えながら手探りで活動を進めています。

こんな時だからこそ、誰かとつながり、互いを気にかかけ、支えあいたい。地域の皆さん一人ひとりの温かい心の輪が広がるよう、川崎市社会福祉協議会では「感染拡大の防止に向けた9つのルール」をまとめたヒント集を作成しています。

「今できること」を少しずつ進めていくための参考になればと思います。



#share smile かわさき
withコロナ地域福祉活動ヒント集

9つのルール

1. 活動前の健康チェック

体温や体調の記録をとり、少しでも体調が優れなければ参加を控えましょう。



2. 手洗い・手指の消毒

こまめな手洗いを意識し、手が洗えない場合はアルコール等で手指の消毒を徹底しましょう。



3. マスクの着用

原則として活動中はマスクを着用し、熱中症予防のためにもこまめな水分補給や室温調節を行いましょう。

4. 会場の備品や設備の消毒

複数の人が触れる場所や物は定期的な消毒を行いましょう。



5. 参加者名簿の作成

新型コロナウイルス感染者が発生した際に追跡ができるように参加者の連絡先を収集しておきましょう。

6. 使い捨て資材の活用

食器・タオル等は共用せず、お菓子を配る場合等は個包装のものを選ぶようにしましょう。

7. 密閉対策

換気の悪い場所は極力避け、最低30分に1回は換気を行いましょう。



9. 密接対策

飛沫感染防止のため大声を出したり、大人数での会食は避けましょう。

8. 密集対策

人と人との間隔はできれば2m以上空け、人が密に集まって過ごすような場所に集まるのは避けましょう。

ヒント集には、より詳細に感染対策のチェックポイントや活動時のレイアウト図などがまとめられています。

また、感染拡大の防止に向けたアニメーション動画も配信中です。ぜひご覧ください！

<https://www.youtube.com/watch?v=u6B59aoQ8a4>



「今できる」ボランティア活動等を皆さんと一緒に考えていければと思いますので、ぜひ、お気軽にご相談ください。
川崎区社協 044-246-5500

- ▼ヒント集は皆さんの身近な場所でも配布しています。
- 福祉バルかわさき
- 老人福祉センター、老人いこいの家
- 区役所、市民館、図書館、こども文化センター
- 区内郵便局

地区社協のトピックス



中央第2地区社会福祉協議会「わいわいキッチン」

中央第2地区社会福祉協議会福祉部では、平成31年度より子ども食堂「わいわいキッチン」を行っています。

令和2年3月からは、新型コロナウイルス感染症の影響により子ども食堂が実施できないため、フードバンクや企業等から、賞味期限の近い食品などのご寄付をいただき、食糧配布を行っています。当初は、川崎小学校の児童を対象として月1回実施をしていましたが、令和3年度からは活動範囲を広げて京町小学校にも呼びかけを行い、月2回食糧配布を実施しています。食糧配布は、事前に小学校の寺子屋ポストまたはQRコードからお申込みをいただき、配布日に指定の会場に取りに来ていただく流れとなります。川崎小学校の児童はかわさき老人福祉・地域交流センターが、京町小学校の児童は京町1・2丁目町内会館が会場となっています。主に、炊き立てご飯やレトルト食品、災害時保存食などを配布しています。

今後も地域の場所的資源や人的資源を活用して、運営者自身も楽しみながら、未来を担う子どもたちの育ちを支えていくために活動していきます。



大師第3地区社会福祉協議会「ほほえみ元気体操」

大師第3地区社会福祉協議会では、外出の機会が減った地域住民が身体を動かす機会作りを目的として、「ほほえみ元気体操」を令和3年7月16日(金)に田町稲荷神社で開催しました。

「ほほえみ元気体操」は、川崎区が健康づくり・介護予防のために、区民とともに作成した体操で、椅子に座って行う体操と、立って行う体操の2種類があり、今回は立って行う「足腰らくらく編」を実施しました。

初めての試みで、何名の参加があるか不安でしたが、晴天にも恵まれ、約45名の方が参加されました。新型コロナウイルス対策として、受付で検温、消毒をして、十分な距離を取って体操を実施しました。

「ほほえみ元気体操」とラジオ体操で約20分間身体を動かし、参加された方は汗をかいて気持ちよさそうに帰られました。途中で、地区社協の役員や民生委員児童委員を紹介し、地域住民と福祉関係者が繋がる場にもなりました。

参加された方からは、「家にいると動かないので、外で身体を動かすことができ気持ち良かった」「1回だけではもったいない」「ほほえみ元気体操は自分でもできる内容でよかった」などの声が聞かれ、場所などを検討しながら今後も定期的に開催したいと考えています。参加された方、運営に協力いただいた方、ありがとうございました。



川崎区あんしんセンターからのお知らせ♪

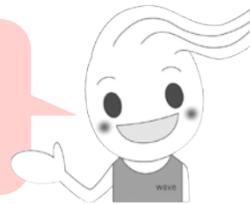
～“あんしんな暮らし”を支える成年後見制度～

成年後見支援センターをご利用ください！

川崎市から委託を受けて、令和3年7月1日にオープンした成年後見支援センターでは、成年後見制度利用に関する相談や申立書作成の支援のほか、制度について学ぶ講座などを開催して、より多くの人が制度を理解し、必要な方が支援につながるよう、様々な取り組みを行っています。

川崎区の相談窓口は川崎区あんしんセンターになります。市民の皆様や関係機関から成年後見制度に関する相談を受け付けています。ご希望があれば、出張講座も行います。お気軽にご相談ください！

成年後見制度ってどんな制度なの？どんな人が利用できるの？
成年後見制度の内容や利用するための手続きについて、分からないことが
あったら、是非お問い合わせください！！



日常生活自立支援事業について

自分では福祉サービスの利用契約や日常的な金銭管理などに不安のある高齢の方や、障害のある方の財産や権利を守り、安心して日常生活を送れるよう支援します。

◎こんな時に
ご相談ください。

歩くのが不自由で銀行へ行けない…
通帳や印鑑など大事なものをどこにしまったか忘れて
しまう…



ご利用対象者

(以下の要件全てを満たす方)

- ①川崎区在住の障害者や高齢者で日常生活に援助の必要な方
 - ②ご自分で金銭の支払いや重要な書類の保管が困難な方
 - ③ご本人の意思により利用の申込みを決めることができる方
- ※生活保護を受給している方は、担当のケースワーカーにご相談ください。

主なサービス

- ①福祉サービス利用援助・日常的な金銭管理サービス
※利用料：月額2,500円(基本料分500円を含む)
♥ 福祉サービスの情報提供・助言
♥ 福祉サービス利用料の支払い・口座振替手続き等
- ②書類等預かりサービス(重要書類等を貸金庫にて保管するサービス)
※利用料：年額3,000円または6,000円
♥ 定期や定額などの預貯金通帳
♥ 証書の預かり(保険証券・年金証書・不動産権利書・契約書類など)



問合せ 川崎区あんしんセンター 【TEL】044-245-1144 【FAX】044-211-8741

チャレボラ2021について

本会では夏休み期間中の学生を対象としたチャレボラ2021において、①『広げよう認知症サポーターの輪◎特別養護老人ホームでのボランティア体験』と②『知ろう!体験しよう!災害時のボランティア(ささえあい)』の2つのプログラムの開催を予定していましたが、しかし、開催を目前にして、新型コロナウイルスの感染が急拡大し、やむを得ず開催を断念せざるを得ませんでした。

①のプログラムでは認知症キッズサポーター養成講座や高齢者との交流、②のプログラムでは段ボールベッドの組み立てや写真洗浄ボランティア等といった様々な体験を予定しておりました。

遊びに行ったり、旅行に出かけたりすることが難しい今だからこそ、皆さまの記憶に残る素晴らしいボランティア体験にできるよう準備を進めて参りましたが、残念な結果となってしまいました。

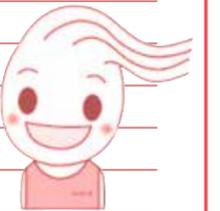
参加を予定されていた多くの皆さまから「楽しみにしていた」、「またの機会に参加したい」などのお声をいただき、今後、新型コロナウイルスが落ち着いた折には同様のプログラムを開催したいと考えております。

ボランティアプログラム開催に向けてご協力いただいた関係機関の皆さま・

参加者の皆さまにおかれましては大変申し訳ございませんでした。

今後も多くの方がボランティアに触れることのできる機会を創っていただければと考えておりますので、その際にはぜひ、ご参加ください。

皆さまと
お会いできる日を
楽しみに
しています！



車いすの貸出について

一時的または緊急的に車いすを必要とされている川崎区にお住いの方を対象に、車いすの貸出を行っています。

車いすの種類は、2種類です。

- 介助式(介助の方が動かすタイプ)
- 自走式(利用する方自身でも動かせるタイプ)

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種のために使用することもできます。

ご利用を希望される方は、台数に限りがございますので、お電話でご予約の上、ご来所ください。



譲ります・譲ってください (福祉用具リサイクル事業)

車いす、シルバーカー(手押し車)やベッド、歩行器などの福祉用具を譲りたい、譲ってほしい方同士のご紹介をしています。

新型コロナウイルスの影響に伴い、しばらく事業を休止していましたが、緊急事態宣言の解除を機に再開したいと思えます。

※リサイクルできるものは、安全かつ衛生上問題なく修理を必要としないものです。



ほほえみコーナー

令和3年4月1日～令和3年7月31日

寄付者名

- 社会福祉法人川崎聖風福祉会
かわさき障害者福祉施設たじま 様
- 株式会社 八洋 川崎営業所 様
- 東急リゾート&ステイ・石勝エクステリア共同事業体
川崎国際生田緑地ゴルフ場 様
- プルタブの会 代表 尾嶋 和幸 様

各種事業の詳細については、下記にお問い合わせいただくか、本会ホームページよりご確認ください。

問合せ

川崎区社会福祉協議会

川崎区富士見1-6-3読売川崎富士見ビルB-1棟 6階

【TEL】044-246-5500

【FAX】044-211-8741

【Email】info@kawasakiku-shakyo.or.jp

【ホームページ】https://www.kawasakiku-shakyo.jp/

